

習志野市高齢者を地域で支える検討会議
中間報告書

平成22年3月

目次

はじめに	3
当検討会議設置の背景	4
中間報告	6
1 問題点の抽出	7
2 問題点の整理	9
3 問題点、課題解決へのアプローチ	10
4 検討結果と提言	16
(資料1) 習志野市高齢者を地域で支える検討会議委員名簿	17
(資料2) 習志野市高齢者を地域で支える検討会議経過	18
(資料3) 習志野市高齢者を地域で支える検討会議設置要綱	20

はじめに

習志野市高齢者を地域で支える検討会議（以下、「当検討会議」という）は、高齢者に対するセーフティネットとして、「安全・安心支援」の観点から、地域における高齢者の支援施策を検討する目的で設置した。

当検討会議の設置に際して、荒木市長より、「市民の立場からこのようなことをやればよいと生の声を聞かせていただき、その意見をしっかり受け止めて市政の中で実行していく。この検討会議が、これからの習志野市のセーフティネット社会構築のために、意義のある会議になるよう期待している。」との思いを伝えていただいた。

当検討会議では、平成20年11月から今日まで8回にわたり、高齢者が日常抱える様々な問題の中から、高齢者の支援に係る課題について、各委員の地域活動、これまでの経験や知識を集結して検討を重ねてきた。

このたび、当検討会議はこれまで検討してきた内容を整理し、中間報告としてここにまとめる。

平成22年3月

習志野市高齢者を地域で支える検討会議 会長 海寶 嘉胤

当検討会議設置の背景

(1) 習志野市の概況

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心部から30km圏にあり、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面している。総面積は20.99㎢で、県内では浦安市に次いで小さい市である。

本市は、昭和29年8月1日に、人口30,204人、面積1,766㎢を有し、県下16番目に市制施行した都市として誕生した。

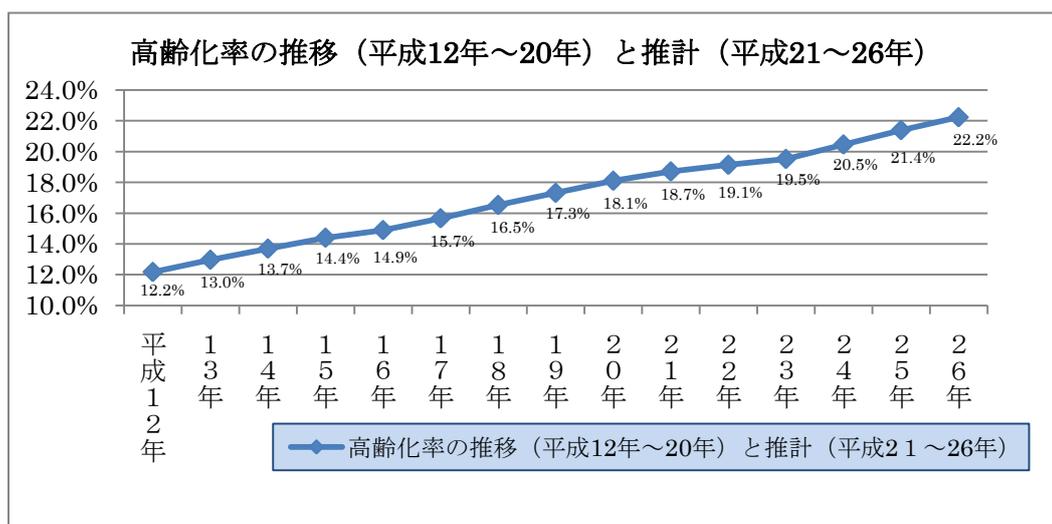
その後、昭和40～50年代にかけて、高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR総武線の複々線化や2度にわたる公有水面の埋め立てにより市域が拡大し、住宅団地開発、学校や幼稚園等公共施設の整備、教育及び文化の振興などを推進して、主に首都圏通勤者のベッドタウンとして発展してきた。

昭和60年代以降は、JR京葉線の開業等によって、急速に市街地が進展し、住宅都市としての様相を強めてきた。また、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤整備に重点を置き、習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約湿地登録をはじめとする都市環境の整備、さらには福祉・生涯学習施設の充実に努めてきた。

(2) 高齢化率の推移

平成21年10月1日現在の習志野市の総人口は外国人登録人口を含め161,130人、高齢者人口は29,865人、高齢化率は18.79%となっている。

今後も、高齢化率は年々上昇し、平成25年には21.4%に達することが予測され、超高齢社会になるとと思われる。



資料) 習志野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(3) 高齢者を支える制度

このような社会の高齢化に対応する施策として、介護保険制度をはじめとする様々な制度がある。

また、本市においても、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者の健康・介護・福祉に関する相談及び支援機関として、市内に5カ所のヘルスステーション及び地域包括支援センターを設置している。

さらに、高齢者相談員制度をはじめとする市独自の高齢者に対する支援制度を実施している。

(4) 習志野市後期高齢者介護予防支援事業実態調査

こうした現状において、平成19年度に、高齢者のうち特に見守りなどの援護の必要性が高いと考えられる後期高齢者の実態を把握し、高齢社会に対応する具体的施策の企画・実践を目的に、本市における75歳以上の独居または高齢者世帯の方に対する実態調査を行った。

この調査結果によると、高齢者が日常生活で求めていることは、移動支援、見守り支援、生活援助など多様で個別具体的なものであることが判明した。それらの多様な問題には、行政によるフォーマルな支援とともに、地域によるインフォーマルな支援体制を構築し、個人の事情に即した柔軟な支援を行うことが求められている。それにはまず、地域の支援者とともに、様々な視点から高齢者の支援方法を検討することが必要との結論に至った。

(5) 当検討会議の設置

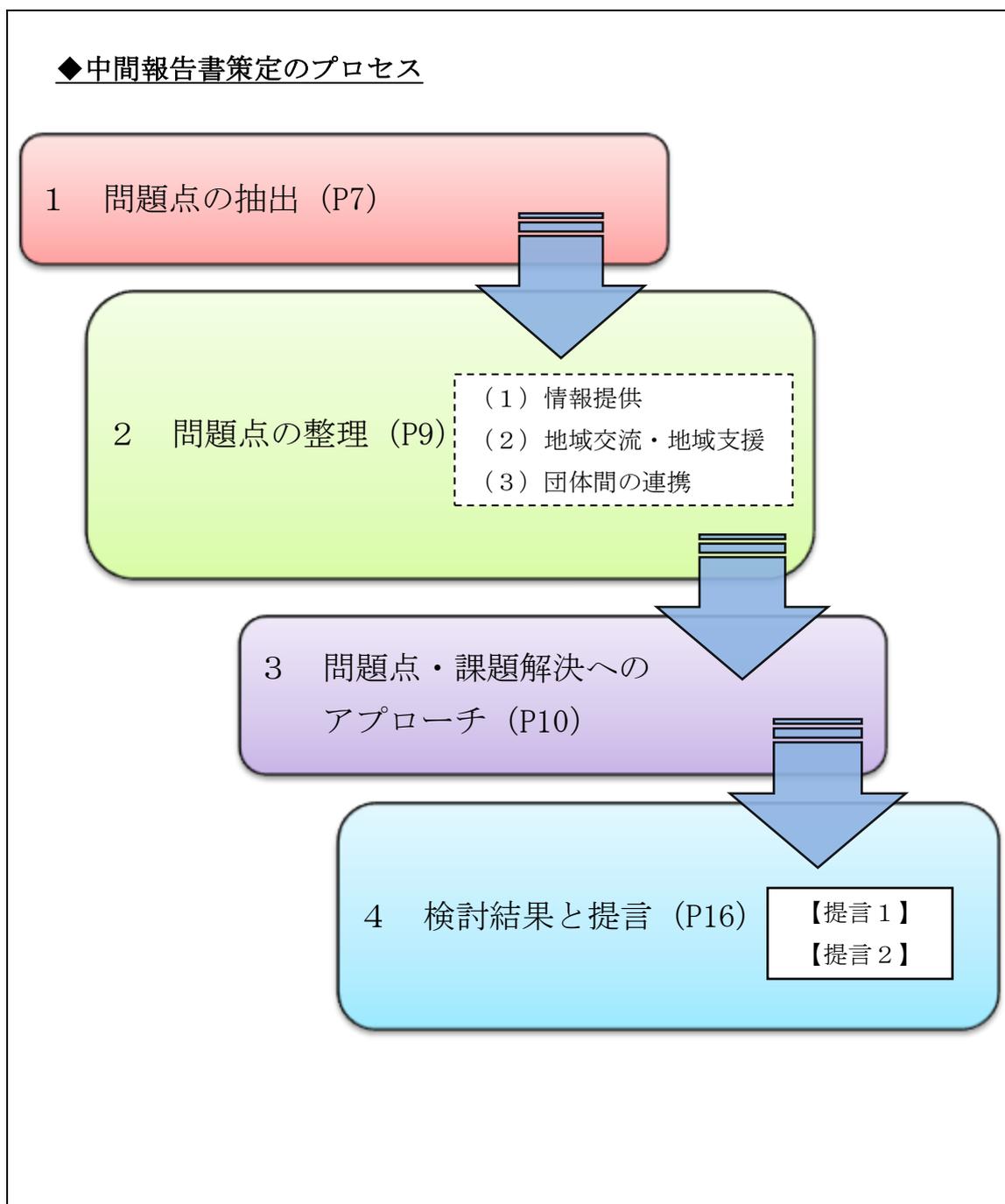
これを受けて、高齢者に対するセーフティネットとして、高齢者の抱える不安を軽減し、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる地域生活支援体制づくりを構築するために、平成20年度に「習志野市高齢者を地域で支える検討会議」を設置した。

委員構成は、市内の福祉関係団体等を代表する者4名、福祉に関する知識経験を有する者4名、その他に市長が必要と認める者として習志野市青年会議所の代表や習志野市民カレッジ修了者の3名、男性6名、女性5名の委員11名で構成している。

任期は、平成20年11月10日から平成22年11月9日までの2年間とし、その期間内に意見を集約し、支援施策の実施に繋げるものである。

中間報告

当検討会議では、以下のプロセスで整理・検討し中間報告の提言をまとめている。



1 問題点の抽出

当検討会議では、はじめに地域の問題点を洗い出し、その問題点を委員で共有し、「高齢者が求めている支援」を整理及び検討することからはじめた。

1. 抽出方法

委員が所属する団体の立場、自身の介護経験、地域活動経験など様々な視点から、高齢者が抱える不安や地域における問題点など考えられるものを洗い出した。

また、行政職員より行政の立場から見た問題点をあげ、市民と行政の両方の立場から問題点を抽出した。

2. 抽出結果

【主な問題点】

項目	内容
情報に関する こと	介護保険制度や福祉施設など福祉サービスの情報を知らない。
	近所付き合いが希薄で、地域から孤立した方には情報が伝わりにくい。
	民生委員や高齢者相談員を知らない方が多い。
	自分に必要がなければ、行政がいくら情報を発信しても気がつかず、見ようとなし。必要になってはじめて情報を得ようとする。
	行政サービスを受けていない等の理由により、情報が伝わりにくい方に対し、誰がどのように手を差し伸べるか。
	行政や社会福祉協議会のサービスが、全ての市民に浸透しているわけではない。
	広報は細かい字であるため、読むのを敬遠する傾向にある。
地域に関する こと	地域で中心となる人（キーパーソン）がいない。
	地域で集まる場所がない。
	気軽に行ける場所がない。
	「きらっ子ルーム」（※1）の高齢者バージョンがあるとよい。
	マンションなどの集合住宅では、他人に干渉されることを嫌がる方が多い。
	マンション等の階段昇降が大変なため、外に出なくなり、家に閉じこもる方がいる。
	フェイス・トゥ・フェイス（face to face）で直接触れ合う機会が少ない。
	近所との関わり、付き合いが希薄になっている。
	家族や近所に迷惑をかけたくないと考えている方が多い。

	ちょっとしたことでも近所の方に頼めない。
	自分の町会のことを把握できていない。
	どのようにネットワークを広げればよいかわからない。
	新旧の住民は融合しにくい。
	社会福祉協議会で行っている住民参加型家事援助等サービス事業では、支援者となる人材が不足しており、高齢化が進んでいる。
	地域と施設がどのように関わればよいかわからない。
団体に 関する こと	市内には多くの団体が活動しているが、団体間の連携が取れていない。
	各団体は自己のテリトリー意識が強い。
	市民カレッジOBも異なる世代では交流が少ない。
その他	福祉施設入所希望者は多いが、希望どおり入れない方がいる。
	介護保険サービスの選択肢が狭い。
	介護保険サービスをその方が望むように利用できないことがある。
	災害時に助けてくれる人がいない。
	送迎サービスが少ない。

(※1) つどいの広場「きらっ子ルーム」

主に、乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることのできる施設である。施設内には子育てアドバイザーと呼ばれる保育士がおり、子育てに関する相談等も受け付けている。

2 問題点の整理

以上の中から、主な問題点を下記の3つに整理した。

1. 情報提供

- ・介護保険制度や福祉施設など、福祉に関する情報を知らない方が多い。
また、近所付き合いが希薄で地域から孤立した方には情報が伝わりにくい。それらの方にいかにして情報を伝えるかが課題である。

2. 地域交流・ 地域支援

- ・地域で中心となるキーパーソンが存在せず、気軽に集まれる場所がないため、住民が相互に交流を行う「地域交流」が不足している。特に、団地やマンションなどの集合住宅では近隣住民との関係が希薄であり、地域から孤立した高齢者が増えている。フェイス・トゥ・フェイスで直接触れ合う機会が少ないことが問題である。
- ・地域で支援者となる人材が少なく、住民相互に支援活動を行う「地域支援」が不足している。

3. 団体間の連携

- ・市内における各団体が、各々どのような活動をしているのかを知る機会や話し合う機会が十分でないため、お互いの理解が深めにくい現状がある。

3 問題点、課題解決へのアプローチ

1. 情報提供

家に閉じこもりがちで、近所付き合いが希薄であり、地域から孤立している方は情報を受け取りにくい。高齢者が家にいても必要な情報が届き、安心した生活を送れるための施策を検討することからはじめた。

アプローチの方法：情報紙（かわら版）の配布

情報提供の方法として、高齢者に必要な情報を載せた媒体である「情報紙（かわら版）」を用いてはどうか。

(1) 情報紙配布の有効性

多くの高齢者が利用している情報源は、テレビ、新聞、広報紙または町内の回覧板であり、特に IADL（※2）が低下した方に対しては、町内の回覧板や口伝えによる情報伝達が有効である。また、単に物を配布するだけではなく、人を活用した個別訪問が有効である。

（※2）IADL（Instrumental Activity of Daily Living：手段的日常生活動作）

IADL とは、食事を作る、買い物に行く、電話をかける、金銭の管理をするなど、日常生活動作（食事をする、排泄する、入浴するなど）ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するものである。

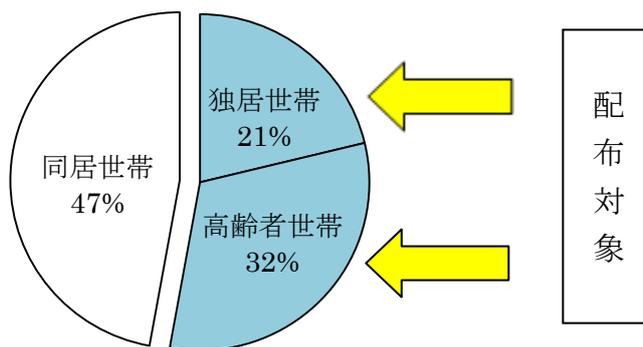
(2) 情報紙の認識

情報紙は常に同じ色の紙を使用し、高齢者が「この色は高齢者向けの情報が載っているため、自分にとって必要である。」と認識できることが重要である。

(3) 情報紙の配布対象者

情報を受け取りにくい方に対して優先的に情報を届けることが望ましい。しかし、情報が受け取りにくい方を何らかの支援が必要という括りにすると、身体上の問題はないが地域から孤立している方等が漏れてしまうことになる。そこで、対象者の要件を年齢と世帯で考えると漏れなく届けられるとの意見が出された。

結果、対象者の年齢要件は概ね65歳以上とすることで合意を得られた。また、世帯要件は同じ年齢でも誰と暮らしているかによって情報収集の状況が異なるため、独居と高齢者世帯を対象とすることで合意を得られた。ただし、上記対象者以外にも必要に応じて渡すよう臨機応変に用いることが望ましいとの意見が出された。



資料) 65歳以上の方のいる世帯状況 (平成17年度国勢調査)

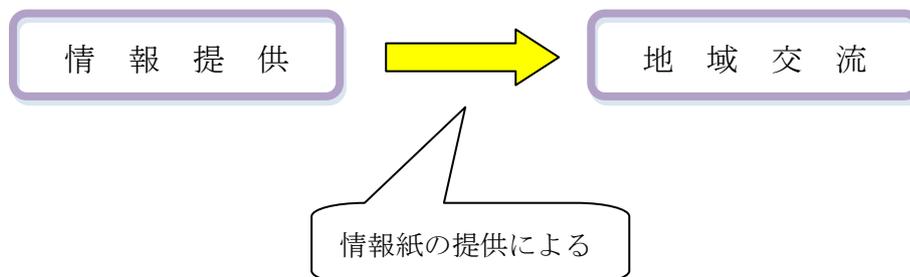
(4) 情報紙のサンプル

情報紙のサンプルを作成し、内容等について意見交換を行った。主な意見、提案は下記のとおりである。

- ・情報紙と認識していただくために色紙を用いること
- ・紙と文字は反対色を用いること
- ・内容は必要最小限の簡潔なものとする
- ・視覚の問題など高齢者の特性に即したものが望ましいこと
- ・ビニールやシートに入れるなどして何ヶ月も保管できるようにすること
- ・冷蔵庫に貼れるようマグネット等を付けること

(5) 情報紙配布活動を活用した地域交流づくり

情報を単に発信するだけでは、本当に必要な方には届いていない。情報提供のための情報紙を直接手渡しすることにより、顔見知りとなるきっかけを作り、そこから地域との交流に結びつけていけるのではないかとの意見が出された。



2. 地域交流・地域支援

前述の習志野市後期高齢者介護予防支援事業実態調査の結果によると、高齢者は住み慣れた地域で、家族や周囲の支援を受けながら安心して生活を送りたいと望んでおり、住民も緩やかな仕組みの中で支え合っていきたいと考えている。

しかし、特に団地やマンションなどの集合住宅では、階段昇降など集合住宅特有の構造問題や訪問販売等の被害を心配するあまり家に閉じこもりがちとなり、近隣との関係も希薄で孤立した高齢者が増えている。

一方で、地域ではこのような高齢者の交流や支援の必要性を感じながらも、地域で中心となる人材、地域ネットワークを形成するためのコーディネート機能、拠点となる場所がないなどの課題を抱えている。

(1) 地域支援活動の事例

当検討会議では、地域での支援のあり方を検討するために、他市区町村及び市内における地域支援活動の事例を調べることからはじめた。

①他市区町村の地域支援活動事例

地域支援の施策検討のため、他市区町村の地域支援活動を調べることにより下記の共通事項が認識された。

- ・どの自治体も地域ができることから始めている。
- ・コミュニティ（community：地域社会）の特性にあった活動を行っている。
- ・中心となる行政機関が明確である。
- ・対象者の同意を得ている。

②市内の地域支援活動事例

本市においても、地域支援活動の先進的な取り組みを行っている事例がある。

そこで、そのうちの一つである「本大久保吹上苑町会おたすけ隊」の代表者を当検討会議に招き、実際の活動内容及び状況の紹介をしていただいた。

同団体は、火災報知機の取り付け、照明の管・球の取り替え、樹木の剪定など日常生活に関する支援を行っている。それらの活動は、毎朝のラジオ体操などで交流を深め、町内会のトラブルを地域住民で協力し合いながら解決することにより、地域住民の支援意識を高めていったことによって自発的に生まれたものである。会員の多くは65歳以上の高齢者であるが、高齢者間で相互に助け合うことが地域に根付いている。

また、同団体代表者より「行政と地域の役割分担を明確にすることが必要であり、地域住民は行政サービスで十分に対応できない部分に役割がある。」と話があった。同団体の活動は地域支援活動の理想の姿である。しかしながら、同じことを他の地域ですぐにできるわけではなく、地域特性に即した形で実施することが望ましいとの結論に至った。

(2) 本市の地域特性

以上より、地域支援活動を行う際は、各コミュニティの特性に即して行うことが必要であると確認できた。その為に、本市で現状行われている地域支援活動及びコミュニティの特性を整理した。

①本市の地域支援活動

まず、行政が把握している地域支援活動を洗い出し、本市のコミュニティを整理した。この結果、市内全域にわたり、相当数の地域支援活動が行われていることが確認できた。ただし、把握している活動は、詳細な内容までつかめていないものが多く、また、地域の草の根活動までは把握することができていない。

◆高齢者を支える地域の活動

活動内容	実施主体	備考
・声かけ、見守り ・宅配弁当（配食） ・家事援助 ・運動、体操 ・サロン ・災害時対策 ・個別訪問 ・生活相談 等	・社会福祉協議会支部 ・民生委員児童委員 ・高齢者相談員 ・老人会クラブ ・町会、自治会 ・住民 ・サークル・クラブ 等	・それぞれの実施主体がさまざまな活動を展開している。 ・活動の詳細が把握できていない。

②本市におけるコミュニティの特徴

本市のコミュニティの特徴を確認した結果、次頁のようになり、各地域の背景・住民構成等の要因により、多様なコミュニティの特性があることが確認できた。

◆要因

・町ができた時期（歴史） ・住宅形態（戸建・集合住宅） ・入居形態（一斉入居・戸別） ・新住民・旧住民の割合 ・高齢化率 ・産業 ・地形 等

◆本市におけるコミュニティの特徴



① 谷津地区【谷津、谷津町】（高齢化率16.61% ※平成21年10月1日現在）

- ・津田沼駅周辺のマンション戸建地域、畑作を営んできた旧住民地域、埋立てに隣接する公団・マンションにそれぞれの特徴を持った方が比較的多くまとまって区分けされている。
- ・近隣との関係が希薄な地域も見受けられ、民間マンションでは一斉入居により高齢化が進んでいる。

② 秋津地区【袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園】（高齢化率23.81%）

- ・2度の埋め立てでできた新しい街
- ・一斉入居の影響で高齢化率40%を超える地域がある。そこでは高齢化の課題に取り組む機運がある。
- ・公団住宅が非常に多く、高齢化の進んだ袖ヶ浦では若い世代との入れ替わりも見られる。

③ 津田沼・鷺沼地区【津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台】（高齢化率17.07%）

- ・若い世代の入れ替わりが激しく定住性は低い一方で、内陸の多くの住宅地では小規模開発の住宅地が多く点在し一斉に高齢化が進んでいる。そこでは町会単位等、身近なもの同士で交流や支援の動きがある。
- ・新旧住民で相容れない地域も見られる。

④ 屋敷地区【花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保】（高齢化率18.94%）

- ・バラエティーに富んだ構成の地域となっている。
- 〔①新住民と旧住民が複合的に居住する屋敷・花咲・大久保地区 ②大小の新興住宅地や公団住宅の有る本大久保地区 ③市営・県営住宅や公務員住宅の立ち並ぶ泉町地区〕
- ・比較的地域に密着した生活スタイルをとる住民が多い。
- ・本大久保地区では一斉入居の住民の高齢化に伴い、さまざまな地域活動が活発に行われている。

⑤ 東習志野地区【実籾、新栄、東習志野、実籾本郷】（高齢化率20.14%）

- ・実籾駅周辺・千葉市隣接地域は畑作が行われてきた地域で旧住民がまとまっている。
- ・八千代市境は同時期に入所し、昔からの付き合いが継続されている。
- ・駅に比較的近いところはマンションが立ち並び、若い世代の流入が見られる。

上記の「①本市の地域支援活動」「②本市におけるコミュニティの特徴」より、各地域の現状として下記の2点が認められた。

1. 現在、市内で地域支援活動が多く行われている。
2. 地区によってコミュニティの差がある。

(3) 地域交流・地域支援に対する施策

以上の検討により、市内一律の施策を行うより各地域の実態に即したものが望ましい。その為に、まず、市内における地域支援活動の実態を把握することが必要であると考えた。

3. 団体間の連携

各団体間の理解が深められておらず連携には至っていないが、一部地域においては一緒に活動するなどの事例も見られる。

本件については、これまでの検討会議では十分な議論が尽くされていないが、重要な課題として、さらに継続した議論が必要である。

4 検討結果と提言

前述のように既に本市では、町会単位や身近なもの同士などにより地域で地域の方を
支えあう活動が行われている。

また、本市の現状として、市民を対象とした各種調査においては、ボランティア活動
や地域活動への市民の参加意向が高いことや、習志野市は人々が親切で住みやすいと感
じている方もいることから、本市では今後、更に地域による高齢者支援が充実し、より
良い方向へ行くための基礎があると思われる。

このような現状を踏まえ、下記を提言としてまとめる。

【提言 1】

地域の高齢者における情報不足を解消するため、高齢者に必要な情報をまとめた情
報紙（かわら版）を作成し、配布を行うこと。配布を行う際は直接手渡しするなど
顔見知りとなるきっかけを作り、そこから地域交流に結びつけていけるよう工夫し、
実施することを検討されたい。

【提言 2】

本市における高齢者に対する地域での支援活動を検討するためには、現状を把握す
ることが重要である。そこで、地域における高齢者に対する支援活動の実態調査を
実施し、その内容の集計、分析を実施されたい。これにより、地域における高齢者
に対する支援活動を市内全域に拡大するための方策の検討に寄与するものとする。

なお、上記提言により実施する事項の結果は、今後の当検討会議において、地域にお
ける高齢者に対する支援活動の方策並びに拡大を図るための具体的な検討を行うにあ
たり、重要な資料として活かしていくものとする。

また、「3. 団体間の連携」(P15)については、これまで十分な議論が尽くされていな
いため、今後の当検討会議の検討課題とする。

(資料1) 習志野市高齢者を地域で支える検討会議委員名簿

役 職	氏 名	所属等名称	区分 (要綱第3条)
会 長	海 寶 嘉 胤	習志野市社会福祉協議会会長	(1) 市内の福祉関係団体等を 代表する者
副会長	杉 野 緑	岐阜県立看護大学 准教授	(2) 福祉に関する知識経験を 有する者
委 員	齋 藤 正 毅	習志野市高齢者相談員協議会 の代表	(1) 市内の福祉関係団体等を 代表する者
	戸 田 孝 史	習志野市介護相談員	
	田所喜美子	習志野市民生委員児童委員協 議会の代表	
	岩 崎 佳 江	介護経験を有する者	(2) 福祉に関する知識経験を 有する者
	萩 原 恵 子		
	児 安 憲 明	社会福祉法人慶美会 施設サービス課長	(3) その他市長が必要と認め る者
	森 英 樹	習志野市青年会議所の代表	
	小 倉 守	習志野市市民カレッジを修了 した者	
	吉田ひろ子		

(資料2) 習志野市高齢者を地域で支える検討会議経過

	日程	会議次第	会議内容
第1回	平成20年 11月10日	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 委嘱状交付 3. 市長挨拶 4. 委員自己紹介 5. 職員紹介 6. 会長及び副会長の選出について 7. 会議の公開について 8. 議題 <ol style="list-style-type: none"> ① 「習志野市高齢者を地域で支える検討会議の趣旨について ② その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長より委員に委嘱状交付 ・委員自己紹介 ・事務局より会議の趣旨について説明 ・地域の問題点について意見交換
第2回	平成21年 1月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回会議を振り返って 2. 会議の愛称 3. 平成21年度の計画について 4. 地域の問題点及び行政上の問題点について 5. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の愛称（サポートミーティング）決定 ・今後のスケジュールについて ・地域と行政上の問題点（行政職員より意見発表）
第3回	3月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回会議を振り返って 2. 地域における問題点の対策について <ol style="list-style-type: none"> ① 情報周知について ② 地域交流について 3. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・議題として「情報周知」と「地域交流」の2点に整理 ・情報周知について、与える情報や配り方の検討 ・地域交流について、地域における団体間の連携、現状のヘルスステーション役割を説明
第4回	5月18日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第3回会議を振り返って 2. 地域における問題点の対策について <ol style="list-style-type: none"> ① 情報周知について ② 地域交流について 3. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市での画期的な情報伝達事例紹介 ・情報周知における対象者の検討 ・情報周知の一つとして、情報紙（かわら版）を配布することの検討、かわら版サンプルを用意して意見を伺う。 ・地域交流について、地域での活動例を交えて検討
第5回	7月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第4回会議を振り返って 2. 情報周知 <ol style="list-style-type: none"> (1) かわら版について (2) 対象者について (3) 情報の届け方 <ol style="list-style-type: none"> ① 誰がどのように届けるか ② 地域ネットワークの作り方 3. 地域交流について 4. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・かわら版サンプルに対する意見 ・情報の届け方に対する検討 ・地域における各団体の活動状況報告
第6回	10月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第5回会議を振り返って 2. 地域交流（地域支援体制づくり）について <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者見守りネットワーク（通報システム）について (2) 先進事例について (3) 各委員より具体例の紹介 3. 「かわら版」・情報紙について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局報告について (2) 届け方等について 4. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援の先進事例として、本大久保吹上苑町会おたすけ隊より活動内容の紹介 ・各委員が把握している地域活動事例を紹介し、地域支援施策を検討 ・情報紙（かわら版）の内容について検討

第7回	12月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第6回会議を振り返って 2. 地域支援・地域交流について <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者介護予防支援地区活動実態調査 (2) 高齢者介護予防支援活動ネットワーク事業 3. 情報紙（かわら版）について 4. 中間報告について 5. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護予防支援地区活動実態調査及び高齢者介護予防支援活動ネットワーク事業にかかる事務局からの説明及び各委員からの意見聴取 ・中間報告（骨子案）に係る意見聴取
第8回	平成22年 2月8日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第7回会議を振り返って 2. 中間報告書について <ol style="list-style-type: none"> (1) 内容について (2) 提出方法及び時期について 3. 平成22年度実施事業について <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報紙（かわら版）の配布 (2) 高齢者介護予防支援地区活動実態調査 4. 今後の会議の方向性 5. その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書（案）に係る各委員からの意見聴取

(資料3) 習志野市高齢者を地域で支える検討会議設置要綱

(設置)

第1条 地域における高齢者に必要とされる支援のあり方を検討するため、習志野市高齢者を地域で支える検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(職務)

第2条 検討会議は、高齢者が日常抱える様々な問題の中から、高齢者の支援に係る課題について協議し、高齢者の地域における支援施策について検討するものとする。

(組織等)

第3条 検討会議は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の福祉関係団体等を代表する者
- (2) 福祉に関する知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、市長又は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 市長又は会長は、必要に応じ、検討会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、保健福祉部高齢社会対策課において処理する。

附則

この要綱は、平成20年8月18日から実施する。